

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500517号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500143号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年7月1日から同年6月21日に訂正し、昭和56年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和56年6月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和56年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月21日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。同社には昭和56年4月1日に入社し、本社での研修期間終了後、同年6月21日付けで同社C工場に配属となったが、異動辞令の際の事務手続が間違っで処理され、空白期間が生じているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る業務履歴書及び辞令控、雇用保険の加入記録並びに同社の総務グループリーダーの陳述から判断すると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和56年6月21日に同社本社から同社C工場に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和56年7月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記総務グループリーダーは、昭和56年6月21日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと思う旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500106号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500141号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和35年2月1日から昭和36年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、外務員として勤務した請求期間の厚生年金保険の記録がない。昭和33年6月に入社して以降継続して勤務しており、当時のことを証明する二人の陳述書を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の従業員の陳述、請求期間当時に同業他社の従業員であった者で請求者の請求期間当時の勤務状況をよく知るものから提出のあった陳述書の内容等から判断すると、請求者が請求期間において同社に外務員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の請求期間当時の事業主の所在も確認できないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

また、A社における複数の従業員が請求者と同じ外務員であったとして名前を挙げた二人は、請求期間に被保険者記録が確認できない上、上述のとおり事業主の所在も確認できないことから、同社での請求期間当時の外務員に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500452号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500142号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年7月16日から平成元年8月3日まで

代表取締役であったB社で社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)から会社を閉鎖するに当たり法人の未払保険料を代表者個人の支払分と相殺すると言われ、A社の時の標準報酬月額を減額された。請求期間当時は100万円以上の給与を受け取っていたので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間後のB社において社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から代表取締役である請求者の標準報酬月額を下げよう指導され、保険料の滞納があったB社ではなく、グループ会社であるA社の標準報酬月額を下げる手続を行ったが、請求期間当時は100万円以上の給与を受けていた旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和63年7月16日、標準報酬月額は30万円とされており、当該厚生年金保険被保険者資格取得届を処理した昭和63年7月21日以降に、遡って記録訂正が行われた形跡はないことが確認できる。

また、A社は、平成元年8月3日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求者は、給与明細書等を保有しておらず、請求者の住所地を管轄する税務署は個人の所得税等に関する資料は保存期間を経過しているため確認できない旨、また、事業所を管轄する税務署は国税通則法第126条の規定により回答できない旨陳述していることから、請求者の請求期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500182号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年4月から平成元年まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。C社会保険事務所(当時)から再三の呼出しを受け、250か月分の保険料の支払を済ませたことを記憶しているが、同社設立前に勤務したD社の加入記録と合わせても250か月にならないので、A社の資格取得日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本並びに同社の同僚及び請求者の陳述から、請求者が請求期間に同社で代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は、平成元年7月1日(以下「新規適用日」という。)に厚生年金保険の適用事業所となっており、それまでの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した18人のうち、請求者及び死亡した一人を除く同僚16人に照会したところ、7人から回答があり、同社に入社してから、新規適用日までの期間における健康保険の加入について、いずれの者も、国民健康保険又は親族の扶養に入っていた旨回答している上、そのうちの一人は、入社当時は従業員3名の小さな会社だったので、国民健康保険及び国民年金に入るよう事業主から指導を受けた旨回答している。また、他の一人は、平成元年頃には社員の数も増え、若いスタッフが、どうしてこの会社には保険がないのかと親に言われた等はっきり主張するようになったので、請求者が厚生年金保険の加入に動き始めた旨回答している。

さらに、上記回答のあった7人のうち、二人から提出のあったA社に係る給料支払明細書によると、いずれも平成元年7月分給料支払明細書までは、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、請求者は、E県F市に転入した昭和63年10月11日から平成元年6月30日までの期間において国民健康保険に加入しており、平成元年7月1日からA社において厚生年金保険

に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の昭和 45 年 4 月から平成元年 6 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和 45 年 4 月から平成元年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。